# 植民地期朝鮮における煙草専売業の展開とその経済効果

林 采成

#### はじめに

- 1. 総督府の産業育成と煙草専売の実施
- 2. 煙草専売の経済効果:耕作、製造、財政
- 3. 戦時下の朝鮮煙草と帝国圏

おわりに

### はじめに

17世紀初、朝鮮に煙草が伝来してから、朝鮮王朝の度重なる規制があったにもかかわらず、喫煙の風習は社会全般に浸透した。済州島に漂流し、1666年に日本長崎へ脱出するまで13年間朝鮮に滞在したオランダ人のハメル(Hendrick Hamel)は4 5歳の子供も喫煙したと記録を残している<sup>1)</sup>。今のインドネシアやアフリカで見られるような現象が煙草の有害性を知らなかった朝鮮でも生じていたのである。こうした煙草の朝鮮社会への浸透は喫煙の中毒性による結果であったことは言うまでもなく、煙草はもはや「必需」嗜好品となっていた。

これに着目して、日本側がイニシアティヴを握っていた韓国政府やその後の総督府は朝鮮の 植民地化に際し、植民地統治に必要とされる財源を確保するため、葉煙草の耕作と煙草の製造 と消費に対して税金をかけ、なお3・1運動後の「文化政策」を進める必要が生じると、煙草 業を専売とし、専売収入の拡大を図った。それによって、朝鮮内でも日本や台湾のように、製 造専売が始まり、葉煙草の耕作から煙草の製造に至る国家独占が確立した<sup>2)</sup>。その経済効果は 単なる財源の確保に留まらず、煙草業におけるすべての事業段階にわたるものであった。戦後 韓国でも専売業の収入が租税収入とともに政府財政を支える主軸であったことから、煙草専売 業の形成は当時の植民地期だけでなく戦後においても重要な意味を有する。

それにもかかわらず、既存研究はこれらの経済効果についてあまり注目していない。朝鮮総督府専売局自らによって編纂された『朝鮮専売史』(1936)では朝鮮煙草産業への課税と専売事業の実施に伴う葉煙草の耕作・収納から煙草の製造・販売にいたる総体的変化が明らかにされたものの、ネガティヴなものを含めて経済効果が全面的に論じられておらず、その分析期間

<sup>1)</sup> ヘンドリック・ハメル著・生田滋訳『朝鮮幽囚記』平凡社,1969年2月,54頁。

<sup>2)</sup> 遠藤湘吉 (『明治財政と煙草専売』御茶の水書房,1970年) は日本資本主義の成立と煙草産業との関係を専売制の実施という財政政策面から分析し、注目に値する。

も戦前期に限定された<sup>3</sup>)。このような専売局の自己史を批判し,李永鶴 (2013) は植民地期朝鮮の煙草産業における経済的侵奪過程とその意味を解明し,専売制度の実施が製造業者の没落,栽培業者と販売業者の破局をもたらしたと見ている<sup>4</sup>)。というものの,経済効果はもとより,日本や台湾の専売事業に対する差別性やその制度的特徴が充分に吟味されず,戦時下の煙草専売事業については検討すら行われていない。

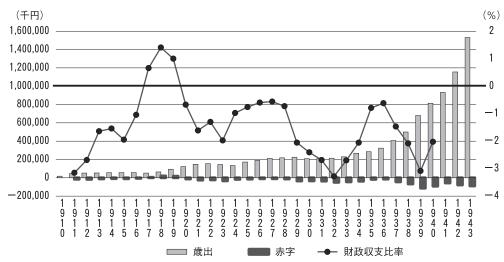
また、柴田善雅 (2013) も中国での日系煙草産業を分析するに当たって、その前史として東亞煙草株式会社の朝鮮事業を考察し、英米煙草トラスト (BAT) と東亞煙草との競争関係、東亞煙草の事業展開、経営状況などを明らかにした<sup>5)</sup>。さらに、勝浦秀夫 (2011)<sup>6)</sup>によって初めて指摘された東亞煙草への鈴木商店の投資と経営介入についても分析された。とはいえ、柴田は朝鮮における煙草産業それ自体をとりあげておらず、当然専売事業については全く検討していない。

そこで、本稿は戦前期だけでなく戦時期に至るまでの植民地全期間を分析の射程に入れ、植民地期朝鮮の煙草専売が展開され、それが如何なる経済効果をもたらし、どのように帝国圏の煙草供給地となり得たのかを分析し、朝鮮ならでの特徴を検証することにする。そのため、以下のような構成をもつ。第1節では朝鮮内で煙草専売が実施される背景として総督府の産業育成政策とそのための財源調達の必要性について検討する。その上、第2節においては朝鮮内の専売業の展開とそれによる葉煙草の耕作や煙草製造の効率化、そして財政的効果を定量的に検証する。第3節においては戦争の勃発が朝鮮内の葉煙草の耕作、煙草の製造と販売にもたらした変容を考察し、帝国の中での朝鮮専売業の意義について吟味することにする。

### 1. 総督府の産業育成と煙草専売の実施

1904年8月に第一次日韓協約が日露戦争中に締結されると、目賀田種太郎は外国人財政顧問として赴任し、韓国の財政整理作業に着手した。朝鮮の植民地化は日露戦後の第二次日韓協約(乙巳保護条約)などを通じて強化されたことは周知の通りであるが、財政整理作業の結果は『韓国財政整理報告』として5回にわたって公刊された。そのなかで煙草は製塩、水産、造酒とともに、新しい財源として調査された70。当時日本政府は日露戦争を契機として肥大化した軍事費を捻出するため、葉煙草に限定されていた専売業、いわゆる需要独占(monopsony)

- 3) 朝鮮総督府専売局編『朝鮮専売史』1936年。
- 4) 李永鶴『韓国近代煙草産業研究』新書院,2013年。
- 5) 柴田善雅『中国における日系煙草産業1905 1945』水曜社, 2013年。
- 6) 勝浦秀夫「鈴木商店と東亜煙草社」『たばこ史研究』118号, たばこ総合研究センター, 2011年11月, 5182 5207頁。
- 7) 度支部司税局『韓國煙草に関する要項』1909年;臨時財源調査局第三課『京畿道果川,慶尚南道栄山,平安北道嘉山郡煙草調査参考資料』1909年;度支部臨時財源調査局『韓國煙草調査書』1910年。



- (資料) 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度版;金洛年編・文浩一翻訳『植民地期朝鮮の国民経済計算:1910 1945』東京大学出版会、2008年。
- (注1) 1910 42年度は決算額, 1943年度は予算額。
- (注2) 赤字額は朝鮮総督府特別会計の歳入超過より日本の中央財政からの公債、借入金、立替金、補充金を取り除くもの
- (注3) 財政収支比率 = 赤字額÷GNP x 100。

図1 朝鮮財政収支の状況

を製造煙草までに拡張し、国家独占 (state monopoly) を完成した。それを台湾でも実施しただけに、日本側にとって新しい植民地として念頭に置かれていた朝鮮においても、統治財源として煙草が当然注目されざるをえなかった。

朝鮮では「煙草の嗜好旺盛にして中年以上の者は殆ど之を口にせざる者なき状態なると朝鮮の地味は概して煙草の耕作に適し居るが為到る所に於て耕作せられ」ていた<sup>8)</sup>。というものの、煙草の多くは産業用というよりは自家用として耕作され、製造煙草の購入による喫煙がそれほど普及されていなかったことから、間接税として課税する方法が講じられた<sup>9)</sup>。日本側によって牛耳られた韓国政府は1909年12月に煙草税法を公布し、煙草の耕作と販売に対する課税を実施した。耕作税は植付根数900以下50銭、同901以上2円、販売税は卸売10円、小売2円という税率であった。とはいえ、図1の朝鮮財政収支を見れば、植民地内部からの統治資金の完全調達はなかなか困難であった。

そのため、総督府は財源たる煙草業の育成を促すため、主要な産地に司税局出張所の設置とともに、煙草耕作組合を設立させ、組合員に対し農工銀行からの無担保低利融資を斡旋し、耕作者への実地指導、褒賞、講話及び講習、刊行物の配布などによる煙草耕作の改良指導を実施

<sup>8)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」(「朝鮮総督府帝国議会説明資料。第14巻,不二出版, 1998年)

<sup>9)</sup> 朝鮮総督府専売局『朝鮮専売史 第1巻』1936年, 2頁。

した<sup>10)</sup>。特に,1912年より葉煙草種類整理事業が開始され,在来種の中で種子の存廃を決め,存置すべき種の種子を無償配付し,廃止種の廃棄を誘導するとともに,外国種の試験栽培を通じてその普及を図った。日本種は日本内地の煙草専売の実施(1905)によって葉煙草の輸出に対して制限が加えられたため,朝鮮においても日本種の耕作が必要とされ,大邱,密陽および三浪津附近で試作の上,普及され始めた<sup>11)</sup>。また,黄色種は韓国政府によって1907 10年の3年間,成川,大邱及び大田において試作されたが,総督府はその成績を見て,北米バージニア州の地質,地勢,位置,気象などが類似する忠州地方が産地として適したと判断すると,度支部司税局出張所を開設し,民間への耕作用資材および種子を無償交付した。

遂に、1914年に至っては総督府が「朝鮮財政独立計画」を樹立し、6ヵ年間実施し、一般会計からの補給を要しない財政構造を定着しようとし、間接税の増徴を実施したが、その一環として煙草消費税の増税が決定された。日本内地や台湾のような煙草専売の実施が検討され得るが、朝鮮の植民地化に際してイギリスとの協議を通じて10年間の関税据置期間内には煙草専売の実施を行わないことにしたため、煙草税の増徴による財源拡充案が講じられなければならなかった<sup>12)</sup>。総督府は1914年7月に既存の法律を廃止し、新しく煙草税令を制定した<sup>13)</sup>。耕作税と販売税の税率を引上げるとともに、煙草製造業の発達に即して煙草製造地を京城をはじめとする9ヶ所に限定し、煙草製造税を設けた。それだけでなく、製造煙草消費税をも新設した(表1)。

煙草税令が施行されると、まず、税率の引上げは耕作面積の減少をもたらし、耕作面積は1913年の19,641町から14年には10,999町へと縮小した。もちろん、その後、葉煙草の需要が増加し、1919年には19,207町へと回復したものの、税率の引上げは当時として大きなものであった。煙草税令のショックがより大きかったのは製造部門であった。指定都市外の製造業者は廃業あるいは移転するしかなかったので、製造業者の減少が避けられなかった。1914年7月の煙草税令の実施に際して製造免許者として51人が指定された<sup>14)</sup>。この時、朝鮮において東亞煙草とともに、有力な製造業者であったBAT (British American Tabacco) は煙草製造税の負担を回避するため、煙草在庫を満州へ送り、朝鮮内の製造事業を諦めた<sup>15)</sup>。その後も免許取消

<sup>10) 「</sup>朝鮮における煙草耕作組合の沿革及事業の概況」「朝鮮彙報。1919年8月号;朝鮮総督府『煙草産 業調査涵養事蹟』1912年度版;同『煙草試作成績』各年度版;同『黄色葉煙草耕作事業報告』各年度 版

<sup>11)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

<sup>12)</sup> 堀和生「朝鮮における植民地財政の展開: 1910 30年代初頭にかけて」飯沼二郎・姜在彦片『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社,1982年;田中正敬「植民地期朝鮮の専売制度と塩業」『東洋文化研究』 13号,学習院大学東洋文化研究所,2011年3月,400 401頁。

<sup>13)「</sup>朝鮮財政独立計画完成」『大阪朝日新聞 鮮満版』1918年8月4日。

<sup>14)</sup> 朝鮮総督府『煙草産業調査涵養事跡』1916年度版。

<sup>15)</sup> 朝鮮は BAT にとって中国などの製造工場からの輸出市場となった。朝鮮総督府専売局『朝鮮専売 史 第1巻』1936年,144 148頁。

|   |     | 製造業者数 | エ   | 場     | 職工数 (人) |       |       |  |  |
|---|-----|-------|-----|-------|---------|-------|-------|--|--|
|   |     | 表但未自奴 | 箇所数 | 坪 数   | 日本人     | 朝鮮人   | 計     |  |  |
| 京 | 城   | 8     | 8   | 3,655 | 115     | 2,738 | 2,853 |  |  |
| 仁 | ]]] |       |     |       |         |       |       |  |  |
| 大 | 田   | 3     | 3   | 39    | 8       | 14    | 22    |  |  |
| 全 | 州   | 1     | 1   | 496   | 10      | 254   | 264   |  |  |
| 大 | 邱   | 7     | 7   | 432   | 25      | 350   | 375   |  |  |
| 馬 | Щ   | 6     | 6   | 79    | 11      | 24    | 35    |  |  |
| 釜 | Щ   | 9     | 9   | 464   | 47      | 271   | 318   |  |  |
| 平 | 壌   | 3     | 3   | 527   | 13      | 352   | 365   |  |  |
| 元 | Щ   | 3     | 3   | 34    | 3       | 2     | 5     |  |  |
| 計 |     | 40    | 40  | 5,726 | 232     | 4,005 | 4,237 |  |  |

表 1 朝鮮における煙草製造業者 (1916年)

(資料) 朝鮮総督府『煙草産業調査涵養事跡』1916年度版。

者が生じ、1915年には41人、16年には40人となった。また注意すべきなのは、1915年に京城府において広江沢二郎が廃業したが、同所について東亞煙草株式会社に、新規免許を与えたことからわかるように、製造業者は工場を基準として重複してカウントされたことである。

第一次大戦期の好況が続き、朝鮮内の製造・消費も増える一方、税率の引上げが続いた。その結果、煙草消費税はその税率が小売指定価格の25%に達し、それ以上の引上げは製造煙草の消費増加を抑制する虞があった。そのため、さらに1918年には煙草税令の改正を行い、従来の耕作税を廃止し、その代りに税率25%の葉煙草消費税を設けて製造煙草との均衡をとった。但し、自家用煙草に限っては耕作税を設けた。このような煙草金の増徴を始めとして第一次大戦期の好況に伴う税収の増加が続き、総督府の財政は年々赤字が縮小し、1917年から19年までの3年間財政黒字を記録するに至った。当然、日本からの補充金も減り、1919年にはそれがゼロとなり、財政独立が達成された。

とはいうものの、1919年3・1運動の発生によって総督の更迭とともに朝鮮統治方式が「武断」から「文化」へと変わり、積極的な「朝鮮開発」が決定された。そのためには大規模の財源が必要とされたが、戦後恐慌も発生したので、中央政府の一般会計からの補充金を要請する一方、総督府は「関税ノ十年据置期間」の満了に際して、煙草専売の実施案を検討した。煙草消費税の税率を25%以上へ引上げれば、消費者の経済負担が加重し、むしろ製造煙草の消費が減少して、なおBATの製品輸入による市場の蚕食が懸念された。また、総督府は煙草製造者の競争によって原材料の価格が騰貴し、販売価格を調整せずに経営補填を図るためには品位の低下がもたらされると見た。激しい競争に耐えざる家内工業水準の零細業者はむしろ「専売ノ実施ヲ渇望」していた。

朝鮮は日本のように、まず葉煙草専売を実施し、それを製造煙草へと専売業を拡大すべきであったが、総督府は葉煙草の密売が多かったため、葉煙草専売を実施しても初期の目的が達成

できないと見、総督府が製造専売に乗り出した。当初は1920年より実施するつもりであったが、3・1運動後「一般の民心尚静謐に帰し居」らなかったため、その実施を1年延期し、1921年4月に朝鮮煙草専売令を発布し、同年7月に専売業を始めた。図1でみられるように、財政収支比率が戦後恐慌の発生後急降下し、財源事情が悪化するなか、煙草製造業者の利益分を独占する専売業の実施は「朝鮮開発」のためきわめて重要なものであった。

そのために総督府に外局として再設置された専売局<sup>16)</sup> は民間煙草製造工場のなかで比較的設備が完全であった京城所在の東亞煙草会社,朝鮮煙草会社,東西商会,全州,大邱,平壌所在の東亞煙草会社各工場の敷地,建物,煙草製造専用器具機械,原料たる葉煙草を徴収した。さらに,包嚢その他の用紙印刷のため,京城印刷会社工場の敷地,建物,器具,機械を買収し,1921年7月より煙草製造を始めた<sup>17)</sup>。この際,大きな問題として浮上したのが,朝鮮内の最大の製造業者であった東亞煙草会社への補償であった。総督府からは補償金と交付金が支給されたが,それに際して東亜煙草は政府の補償価格と申告価格との差額(122万余円),BATの撃退,製造業者の統合などのために使われた費用(438万円),商標の補償金(92万円),朝鮮内の営業権や海外事業などを顧慮して補償金と交付金を算出することを追加的に要求したのである<sup>18)</sup>。この要求が総督府への陳情,衆議院や貴族院への請願書の提出として繰り返されたものの,基本的に総督府案にそって会社資産の徴収への補償金と廃業への交付金(煙草1ヵ年の売渡金22%)のみが認められ,1925年1月26日に衆議院で表2のような補償金および交付金が決定された。

このように、煙草の製造を総督府専売局の事業としたが、例外として一人当り30坪内の自家 用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造および販売の許可、全葉喫用煙草の売渡などが認めら れた<sup>19)</sup>。実際には自家用耕作および無許可耕作による葉煙草の密売や民間荒刻煙草製造などと いった犯則が続いたので、これらの例外を撤廃し、専売業の完全を期する必要が生じた。全葉

<sup>16)</sup> 専売局は1910年10月1日に朝鮮総督府に設置された。1912年3月31日に官制改正によって廃止されたが、1921年4月1日に朝鮮煙草専売令(制令第5号)が公布され、煙草専売を実施されることにあわせて、同年4月1日に専売局(勅令第53号)が再設置された。その後、1943年12月1日にいたって官制改正によって廃止され、その業務が財務局の専売総務課と専売事業課に移管された。朝鮮総督府編『施政三十年史』(朝鮮総督府、1940年);朝鮮総督府編『朝鮮事情 昭和十七年度版』(朝鮮総督府、1941年);戦前期官僚制研究会編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会、1981年)

<sup>17)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年("朝鮮総督府帝国議会説明資料」第14巻)。

<sup>18)</sup> 朝鮮からの撤退に伴う東亞煙草株式会社の事業不振については柴田善雅 『中国における日系煙草産 業1905 1945』 水曜社,2013年,81 85頁を参照されたい。

<sup>19)</sup> 自家用煙草耕作人員,面積及び見込産額をみれば,1920年には592,259人,5,231.8町歩,1,440,129円であったが、1924年には483,319人、4,418.0町歩、1,294,498円へと減少した。朝鮮総督府専売局『朝鮮総督府専売局事業概要』1935年度;朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

| 事             | 金額(円)     |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 土地        | 297,368   |
|               | 建物        | 749,270   |
| 1-17 1014 - 4 | 機械器具      | 522,140   |
| 補償金           | 葉煙草       | 3,822,424 |
|               | 材 料       | 281,381   |
|               | 計         | 5,672,583 |
| 交行            | 2,282,245 |           |
| 合             | 7,954,828 |           |

表 2 東亞煙草会社への補償金および交付金

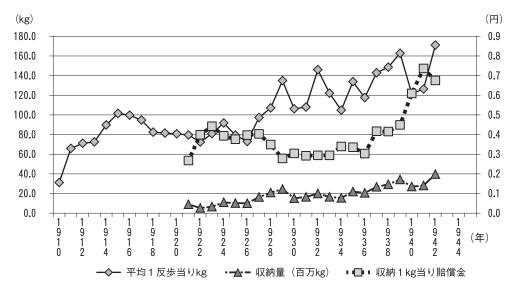
(資料) 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(<sup>†</sup>朝鮮総督府帝国議会説明資料。第14巻,不二出版,1998年)。

喫用の慣習を製造煙草の消費に変えるため、専売局は1923年に低廉な荒刻煙草(長寿煙15匁入10銭,7匁入5銭, 無煙25匁入10銭)を供給した。自家用耕作者も著しく減少し、例外を認める必要がなくなったと判断し、1927年1月に朝鮮煙草専売令を改正して全葉喫用煙草の払下を中止し、1929年にいたっては自家用煙草ならびに民間荒刻煙草の製造を完全に禁止した。その結果、制度的に完全な国家独占(state monopoly)が確立されたのである。

以上のように、財政的要請から煙草税令が制定され、税金の新設・廃止と税率の調整によって煙草税の増徴が行われたが、「文化政治」の一環として「朝鮮開発」という政策課題が出されると、もはや税金によって充分な財源が確保できず、総督府は煙草業の専売を断行した。このような煙草業の国家事業化は葉煙草の耕作から煙草の製造と販売に至るまで、収益性の向上のために効率化が進められる契機ともなった。

### 2. 煙草専売の経済効果:耕作,製造,財政

煙草専売制度が強化されるに従って、耕作から製造と販売に至る全過程にわたって合理化措置が施された。旧煙草税令によって免許された葉煙草耕作が実質上認容されたので、これらの産地は各地に散在し、検査、収納および取締が不便であっただけでなく、品質も不良であり、生産量が僅少であったため、産地として不適当な地方が少なくなかった。そのため、総督府は1922年より葉煙草の持越数量、製造原料用、輸出用、全葉喫用、荒刻原料用などの需要数量に鑑み、交通の便宜や品質の優劣を考慮し、産地整理方針を採り、耕作農民に対しては耕作方法の改善、技術指導を強化した。1922年に耕作面数134、面積2,203町歩、23年には朝鮮種の耕作面数57、面積698町歩を整理した。1924年には朝鮮種と黄色種の葉煙草に対する需要が増加すると見込まれると、専売局はその耕作面積を増やした。産地整理の結果、小面積の耕作者が大きく減少し、産地拡張の必要がある場合でも、原産地内またはこれに接続する場所の耕作面積



(資料) 朝鮮総督府専売局『専売局年報』各年度版;朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度版;朝鮮総督府専売局 「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)「朝鮮総督府説明資料」。

(注) 平均1反歩当り kg は1910 20年は収穫量を基準とするが、その後は収納量を基準とする。そのため、1920年までは商品性の低い自家用葉煙草が含まれている可能性があり、その代わりには21年よりは葉煙草の商品性と製造煙草の売行に従って専売当局によって収納されなかった可能性がある。

図2 葉煙草耕作における土地生産性と賠償金の推移

を増やした。その反面、口付煙草の需要が減少したため、その原料たる日本種の産地を縮小し、 さらに品質不良であるトルコ種の縮小を誘導した。葉煙草の耕作はその産地の集約だけでなく その種類の縮小も講じられた<sup>200</sup>。

このような耕作改良のチャンネルとなったのが、1913年以来設置された煙草耕作組合であった<sup>21)</sup>。専売局によって煙草の植付検査、収量調査および収穫葉煙草の収納が実施されなければならかったが、既存の耕作組合を利用することが最も緊要であると認められ、組合への補助金の支出が決定され、年々実施された<sup>22)</sup>。煙草専売体制の下で期待された業務は 政府の方針に基づき煙草耕作の改良、 肥料購入及び乾燥設備に要する耕作資金の融通、 種子の採取並びに内地原産地の優良種子の配付、 肥料または農具の共同購入, 苗床,本圃,収穫葉煙草の

<sup>20) 1934</sup>に煙草の種類は日本内地種は秦野,水府の2種,朝鮮種は竜仁,清州,寧越,金城,淳昌,錦山,礼山,永川,安東,咸陽,河東,載寧,谷山,成川,陽徳および孟山の16種,黄色種は「プライトエルロー」に統一された。朝鮮総督府専売局『朝鮮総督府専売局事業概要』1935年度。

<sup>21)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年("朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

<sup>22)</sup> 総督府専売局は耕作人員,耕作面積などに基づいて各組合の所要職員に対する給料および賞与額を調査し、その70%に相当する全額を交付し、さらにこの金額の25%が職員の出張に相当すると見、この金額をもとに交付し、なお優良種子購入価格の半額をもって各耕作者に配付させ、その不足金額を交付金として増給した。朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年 (『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

品評会の開催, 犯則の予防, 優良耕作者の表彰及び耕作改良に関する講話, その他煙草耕作に関する調査及び専売官署の発する一般の命令,指示,注意事項の周知実行などであった。耕作組合が専売業務の執行や煙草耕作の指導啓発に大きく寄与できたことはいうまでもない。それによって,図2のように,平均1反歩当り収穫 kg,すなわち土地生産性が1920年代中ごろ後に急増した。

葉煙草は1929年までの自給用を除いては全部専売局によって収納され、それへの賠償金が葉煙草の品質、従来の価格、対抗作物との収支比較などに鑑み、対抗作物よりいくぶん有利に決定し、その基準を前年度に公示した<sup>23</sup>。それによって、従来のように収穫の際、価格の下落を見るような懸念がなくなり、農民から見れば安心して耕作できるようになった。その結果、葉煙草の耕作熱が旺盛となった。専売局は耕作地の状況や交通の便否などを考慮し、適当に区画して葉煙草収納官署(1925年には13箇所であったが、その後増加)を配置し、これにその耕作に係る葉煙草を納付させ、なお耕作地から遠距離に位置した場合、葉煙草の運搬が困難であったため、収納官署営内適当の場所に収納取扱所を置き、収納時期に一定の期間収納官署より職員を出張させ、収納事務を取り扱わせた。それによる収納葉煙草の賠償金を見れば、1920年代中ごろ以降低下し、1923年の水準を回復するのは戦時下の1939年になってからであった。土地生産性が向上したものの、その分賠償金が低下し、朝鮮農民にとって大きな改善はなかった。

日本や台湾に比べても、朝鮮の収納賠償金は低い水準であった。1928年に1kg 当り賠償額が日本77.7銭、台湾64.1銭であったのに対し、朝鮮では34.9銭に過ぎなかった。この点について近藤康男(1937)は一人当り賠償金を基準として「朝鮮は内地及び台湾に比し約3分の1の地位を占めるに過ぎない」と見た<sup>24)</sup>。これは朝鮮農民のほうが「対抗作物トノ収支ノ比較」と称される機会費用が低いことから、低い賠償額が余儀なくされたことを意味する<sup>25)</sup>。それに比べて同じく植民地であった台湾では稲作、甘蔗との競争関係があり、台湾農民が日本農民より有利であったと、近藤は指摘した。それにしても、葉煙草の耕作が損するものとは認識されなかった。葉煙草作1反歩当収支(表3)を見れば、トルコ種<sup>26)</sup>を除いてすべて黒字であったが、収益率は日本種が最も高く、その次が黄色種であり、量的に最も多かった朝鮮種の収益率は低かった。

<sup>23) 1925</sup>年9月1日より1926年8月31日までの間に収納する葉煙草の1貫当賠償価格は1等級6.00円, 2等級5.20円,3等級4.50円,4等級3.90円,5等級3.30円,6等級2.80円,7等級2.40円,8等級 2.00円,9等級1.60円,10等級1.30円,11等級1.00円,12等級0.70円,13等級0.50円,14等級0.30円, 等外0.10円。朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』 第14巻)。

<sup>24)</sup> 近藤康男『煙草専売制度と農民経済』西ケ原刊行会, 1937年, 181 184頁。

<sup>25)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

<sup>26)</sup> トルコ種は品質不良で1927年限りで整理された。朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻,不二出版,1994年)。

|                   | 朝鮮種   | 日本種   | 黄色種   | トルコ種   |
|-------------------|-------|-------|-------|--------|
| 平年反当収量 (kg)       | 84.0  | 106.5 | 131.3 | 60.0   |
| 査定 1 kg当価格 (厘)    | 334   | 564   | 613   | 667    |
| 収 入 金 (円)         | 28.11 | 60.28 | 80.50 | 40.00  |
| 支 出 金 (円)         | 26.67 | 48.31 | 75.02 | 40.73  |
| 利 益 (円) 収 益 率 (%) | 1.44  | 11.97 | 5.49  | - 0.73 |
|                   | 5.1   | 19.9  | 6.8   | - 1.8  |

表 3 葉煙草作 1 反歩当収支計算表 (1924年調査)

煙草製造でも効率化が進められたことはいうまでもない。専売局は既述のように民間製造業者の工場の中で優良なものを徴収したものの、いずれも狭隘かつ不完全であった。それを官営工場一般の水準へと向上させるため、作業の開始と同時にそれぞれ食堂、休憩室、洗面所を新設し、事故予防や保健上、必要な設備を設置するなど応急改善を加え、兼ねて散在する小工場を廃止して管理経営の便を図った。なかでも、大邱工場が特に狭隘であったため、1922年に起工し、1924年3月に竣工した<sup>27)</sup>。京城義州通工場の増築竣成を進める一方、不完全な太平通工場を廃止して京城工場の統一管理を図った。煙草製造用器具・機械も当初は徴収品をもって充当したが、電動機の使用を筆頭としてこれらを刷新し、設備能力の増進を図った。

一方,職員においては道府郡島庁または税関において煙草税事務に従事した職員のほかにも,特別任用を通じて民間製造業の事務員や技術者を採用した。。製造作業に当たる職工は民間製造業者の従業員より希望者を採用した。とはいえ,職工は専売以前に年齢,学歴を考慮せずに採用したので,無学者が職工の80%を占めるなど,「素質低劣」であった290。これに対し,専売工場では,日本人は義務教育の修了者,朝鮮人もそれに準する者を採用し,1925年には無学者の比率が50%内外へ低下した。職工に対しては精神講話,書籍・筆墨の提供,普通学校課程の教育(修身,日本語)を施し,労働力の質的向上を図った。工場内の労働ヒエラルキーを見れば,工長 工手 見習からなっており,数少ない日本人は工長あるいは日給工手として配置され,出来高給を受ける工程工手には一人もいなかった。上位身分たる雇員,官吏(判任官以上)においてはその殆どが日本人であって,日本人は現場労働力の主力たる朝鮮人職工を管理する位置に置かれていた。というものの,朝鮮人でも工長が29人に達し,工手から工長への昇進ルートが制度的に設けられたことは注目すべきである。

<sup>(</sup>資料) 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』\$14巻)。

<sup>(</sup>注) 支出は公費, 地代, 人夫賃金, 苗床肥料代, 本圃肥料代, 器具損料および雑費などからなる費目について産地内の平均的耕作者を対象として調査する。収益率 = 損益 ÷ 収入金 × 100。

<sup>27)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年 (『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

<sup>28) 「</sup>朝鮮専売史 第1巻』885 887頁。

<sup>29)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年 (『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

(人)

|         |    |       |            |          |       |          |            |         |       |          |       | (八)   |
|---------|----|-------|------------|----------|-------|----------|------------|---------|-------|----------|-------|-------|
|         |    | 印刷    | 京城支<br>局仁義 | 同<br>義州通 | 小計    | 全州<br>支局 | 大邱支<br>局錦町 | 同<br>東雲 | 小計    | 平壌<br>支局 | 合 計   |       |
|         |    |       | 工場         | 洞工場      | 工場    | .3. HI   | 工場         | 工場      | 町工場   | .3. HI   | 工場    | н ш   |
|         |    | 全体    | 2          | 13       | 6     | 21       | 9          | 4       | 1     | 14       | 10    | 45    |
| ーエ      | 長  | 内,女工  |            | 1        | 1     | 2        | 1          |         |       | 1        | 1     | 4     |
|         |    | 日本人   | 1          | 6        | 2     | 9        | 2          | 2       | 1     | 5        | 2     | 16    |
|         | 功  | 全体    |            | 291      | 17    | 308      | 150        | 123     |       | 273      | 70    | 651   |
|         |    | 内,女工  |            | 99       |       | 99       | 23         | 38      |       | 61       | 35    | 195   |
| エ       | 程  | 日本人   |            |          |       | -        |            |         |       | -        |       | -     |
| 手       | В  | 全体    | 47         | 340      | 331   | 718      | 129        | 207     | 72    | 408      | 135   | 1,261 |
|         |    | 内,女工  | 2          | 34       | 33    | 69       | 18         | 65      | 14    | 97       | 18    | 184   |
|         | 給  | 日本人   | 3          | 16       | 10    | 29       | 3          | 21      | 1     | 25       | 2     | 56    |
|         |    | 全体    | 17         | 17       | 59    | 93       |            | 29      | 37    | 66       | 17    | 176   |
| 見       | 習  | 内,女工  | 3          | 13       | 8     | 24       |            |         | 1     | 1        | 3     | 28    |
|         |    | 日本人   |            |          |       | -        |            | 5       |       | 5        |       | 5     |
|         |    | 全体    | 66         | 661      | 413   | 1,140    | 288        | 363     | 110   | 761      | 232   | 2,133 |
| È       | it | 内,女工  | 5          | 147      | 42    | 194      | 42         | 103     | 15    | 160      | 57    | 411   |
|         |    | 日本人   | 4          | 22       | 12    | 38       | 5          | 28      | 2     | 35       | 4     | 77    |
| 対在籍出勤歩合 |    | 0.970 | 0.864      | 0.983    | 0.913 | 1.021    | 0.934      | 0.973   | 0.973 | 0.961    | 0.940 |       |
| 前       | 年同 | 月出勤歩合 | 0.971      | 0.925    | 1.293 | 1.011    | 0.974      | 0.865   | 0.991 | 0.923    | 0.938 | 0.977 |

表 4 専売煙草工場の職工総数 (1925年9月末現在)

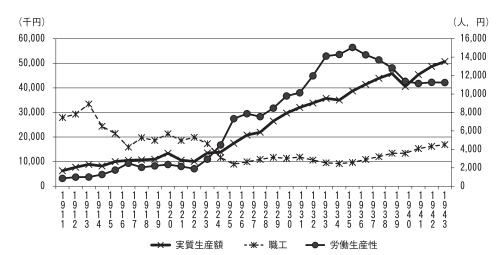
(資料)朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

労働時間は1日10時間を原則として定時間外勤務に対して食事、休憩を通じて1時間の休憩時間を与えた。女子と15才未満者に対する「過剰」・危険労働を禁止し、さらに女子のためには分娩休暇制度を設けた。賃金は日給払と功程払(出来高賃金)を実施し、定時間外勤務に対しては割増給を実施した<sup>300</sup>。そのうち、功程払は昭和恐慌期に入って所得が低下したため、1930年9月に全廃され、日給払のみとなった<sup>311</sup>。日給払の職工には年4回の勉励賞を給与するほか、特別賞、技術奨励賞を支給した。各工場別には毎年春秋2回の慰安会を催した。工場医と看護手を常置し、職工の健康管理に力を入れるとともに、現業員共済組合を組織し、相互救済を図った。専売支局レベルでは日常必需品の共同購買、貯金の奨励職工家族の診療などを行い、福祉増進を講じた。これら措置が表4のように定着率を高め、1930年代初めまでは勤続年数の増加と年齢構成の壮年化が進行した。

煙草の製造に当たって専売局は作業工程の効率化を進めた。煙草製造は 各種類の葉煙草を配合する「葉組作業」 葉柄・主脈・砂塵を除去して配合原料を均一に混合する「葉拵作

<sup>30)</sup> 日給払者の給額及びその増額は年齢、教育程度、経験、成績労務に応じて決定されたのに対し、功程払者は本局において当該作業に適当な年齢、労務、危険、衛生上に及ぼす害悪の程度、その他作業の性質による職工の感情、一般労銀などを参酌し決定した工賃率に基づいてさらに各支局においてその事情に応じ実行工賃率を定め、個々人の功程に応じて支給した。

<sup>31)</sup> 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻)。



- (資料) 朝鮮総督府専売局『専売局年報』各年度版;朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度版;李永鶴『韓国近代煙草産業研究』新書院、2013年、183頁。
- (注1) 労働生産性 = 実質生産額 ÷ 職工数。但し、製造煙草の販売単価をもってデフレーター (1935年基準) を作成して、実質生産額を推計。すなわち、実質生産額 = 名目生産額 ÷ 煙草物価デフレータ。但し、煙草物価デフレータ (1935年度基準) は以下の方法によって推計する。 朝鮮内の製造販売額と数量から口付、両切、細刻、荒刻の種類別価格シリーズを得る。 これらをもって製造数量にかけて名目生産額を推計し、さらにタバコの種類別ウェイトを得る。 これを各タバコ価格指数 (1935年度 = 1) に反映し、煙草全体の物価指数を推計する。
- (注2) 1911 20年のデータは 李永鶴 「韓国近代煙草産業研究」新書院、2013年、183頁を利用する。原資料は「朝鮮総督府統計年報」「横尾信一郎「朝鮮金融事項参考書」1923年、307頁」。

図3 煙草専売工場における実質生産額,職工,労働生産性

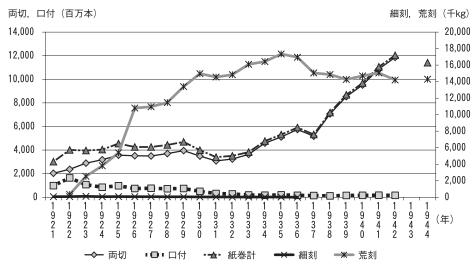
業」 原料の一定の幅に刻み上げる「裁刻作業」 紙巻煙草の製造に際して刻を鞘紙で巻き上げる「巻上作業」 刻あるいは巻を包装容器に詰め、荷造りする「装置作業」となる<sup>322</sup>。そのため、これらの工程に対して工場設備の改善や手作業の機械化を進めるとともに、男子職工を減らし、その代わりに女子を多く配置し、女子の比率が1930年代半ば後60%を上回った<sup>333</sup>。要するに、機械化が進んだ作業には低賃金の女子を多く配置したのである。また、製造品種を減らし、製品規格の統一化を図った。専売前には民間工場で製造された煙草が100種にも達したので、それを口付紙巻4種、両切紙巻5種、刻3種に限定し、その後は消費者側の需要に応じて製造の品種を調整し、1935年ごろには18種となった<sup>341</sup>。それによって、図3のように、専売業が実施されてから煙草製造工場の労働生産性が急激に上昇した。

特に、図4で見られるように口付の需要が減少し、両切の販売が増えるにつれ、1922年には

<sup>32)</sup> 専売局『煙草製造創業三十年誌』1935年, 25 26頁。

<sup>33)</sup> それに伴い、男子比率は1921年の82.5%から1940年に39.7%へと低下した。朝鮮総督府専売局『朝 鮮総督府専売局年報』各年度版。

<sup>34)</sup> 口付紙巻煙草は敷島、朝日、松風、両切紙巻煙草はジージーシ、コンゴウ、カイダ、ビジョン、銀河、マコー、メープル、牡丹、細刻煙草はさつき、あやめ、荒刻煙草は長寿煙、五福草、鶏煙、福煙、不老煙。朝鮮総督府専売局『朝鮮総督府専売局事業概要』1935年度、14頁。



(出所) 朝鮮総督府専売局『専売局年報』各年度版;同『朝鮮総督府専売局事業概要』各年度版など。

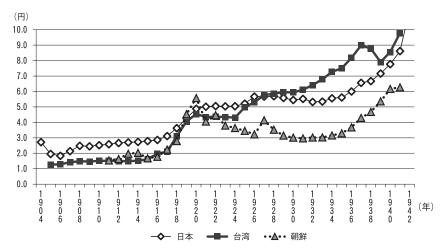
図4 朝鮮専売局の煙草製造

高級品の両切ジージーシ (GGC) を新たに製造し、朝鮮人の購買力と嗜好を念頭に置いて下級荒刻及び無煙の製造を開始した。口付紙巻、両切紙巻、刻の煙草が生産されたが、そのなかでも他の地域のように両切紙巻が急増した。生産額の構成を見れば、1921年には両切59%、口付38%、細刻2%であったが、23年にはそれぞれ両切65%、口付30%、細刻3%、荒刻2%となった。その後自家用葉煙草耕作及び民間刻製造の廃止、その取締の励行、奥地の販路開拓によって荒刻の消費が急増し、1931年にそれぞれ45%、6%、1%、48%へと変わり、両切の消費が増えつつ、1940年にはそれぞれ76%、1%、0%、23%の構成となった。朝鮮内の煙草消費が長期的に両切紙巻へ収斂したのである。また、煙草消費では輸移入品のことも考えなければならないが、朝鮮は在来的に煙草の生産・消費が多かった上、1910年代になると、東亞煙草などによって朝鮮内で製造された煙草の消費が圧倒的であったため、輸移入品の比率は当初より小さかった。製造煙草の輸移入は主として高級品に限られていた。

このような生産性の向上と生産規模の拡大が煙草専売業の経営にもポジティヴなフィードバックをもたらしたことはいうまでもない。まず、生産費の動向に注目して、製品1万本当り実績を見れば、朝日は1921年18,765千円、1922年20,529千円、1923年16,171千円、1924年15,486千円、メープルは1921年10,945千円、1922年10,212千円、1923年9,149千円、1924年8,580千円と、年々低下した<sup>35)</sup>。このことが戦時下で原材料の価格や賃金の上昇が著しくなるまでは製造煙草の販売価格でも影響を及ぼした。要するに、図5を見れば、朝鮮の煙草価格は1920年までは台湾と同様の動きを示したが、専売以降むしろ低下し、戦時下に入ってから再び上昇した<sup>35)</sup>。

<sup>35)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻)。

<sup>36) 1922</sup>年には専売実施以前より持越した民営工場の製品が予想外に多く、極端な廉価販売を行ってお

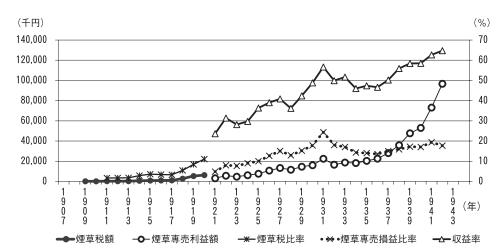


(注) 煙草種類別販売金額をウィットとして反映して推計。

図5 製造煙草の販売価格

それにしても、他の地域に比べて圧倒的に低価格であったのである。専売の実施によって「全体として煙草専売の為めにその値段が高くなったのであるから、朝鮮人は此の専売には却々怨

り、中央政府の物価調節政策に順応して一部の製品の値下を断行した。関東大震災の中でも、煙草の 売行は好況を呈し、1923年までは持越品も殆ど消尽されたが、1924年には震災のため、公共事業の中 止・繰延べや民間経済界の事業整理、消費節約・勤倹貯蓄の宣伝もあり、一般の人気が極度に萎靡し、 煙草の売行も上級品より下級品(両切下級品や朝鮮人向下級荒刻煙草)に低下した。このような状況 は1925年になっても変わらず、口付より両切へ、両切より荒刻へと下級品の売行が増進した。その後 でも、財界の不況に加えて米価も軟弱であり、旱害の影響も激甚であって、「公私経済」の「一大緊 縮」が余儀なくされた上、自家用煙草耕作に関する例外的許容が撤廃され、荒刻を中心とする下級品 の消費が増えた。昭和恐慌が発生し、米豊作の中で農産物の価格が急落するなど、不況の深刻化は一 時に売行額の減退をもたらした。これらの需要、政策の諸要因が加えられた結果、平均販売価格の低 下が1930年代前半まで続いたわけである。これが独占市場 (monopolistic market) に対して専売当 局が価格設定者 (price maker) として価格を引下げあるいは低価格の品目を増やし、売行の拡大を 図り、利潤最大化を追求した合理的行動であったことはいうまでもない。その後、昭和恐慌からの回 復と植民地工業化の進展に伴って一般物価が上昇し、喫煙者の購買力が増えたため、両切上級品への 需要が急増し、その代わりに荒刻みの消費が減った。戦争が勃発し、原材料の価格や賃金が上昇する 中、軍用煙草や占領地への煙草供給が要請されるなど、需給関係の「不均衡」が続くと、販売価格の 引上げが避けられなかった。朝鮮総督府専売局『局報号外 自大正十人年度至昭和二年度煙草売上状 況調。1934年4月10日;同『朝鮮総督府専売局年報。1937年度版,167 177頁;同,1940年度版,3 頁。



- (資料) 朝鮮総督府専売局 『朝鮮総督府専売局年報』各年度版;同「朝鮮総督府専売局事業概要』1939年度版;同「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻);同「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻);朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻);朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第9巻,不二出版,1994年);朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度版;大蔵省編『明治大正財政史』第18巻,1939,531 532頁;朝鮮総督府専売局『朝鮮専売史 第3巻』1936年,1538 1539頁。
- (注1) 収益率=益金÷収入。
- (注2) 煙草税の比率 = 煙草税÷(経常部 官業・官有財産収入 + 官業・官有財産利益)×100。
- (注3) 煙草専売損益の比率 = 煙草専売損益 ÷ (経常部 官業・官有財産収入 + 官業・官有財産利益) × 100。一般財政への煙草専売業の寄与を示す。

図6 煙草専売業の収益率

を持って」いたという懸念もあった<sup>37)</sup>が,原料たる葉煙草価格が低かった上,生産性の向上によって生産費が低下し,さらに朝鮮人の購買力を考慮して刻煙草を中心として政策的な考慮が施されたから,他の地域に比して低廉な販売価格が設定できたのである。

総督府側は煙草専売の実施によって財源の拡大を期待したものの、それが直ちに有利なものにはならなかった。1920年の煙草税額は6,283千円であったのに対し、1921年に煙草専売の収益は13,581千円に達したが、専売事業の支出があったため、益金は3,212千円に過ぎなかった。戦後恐慌が発生し、その後不況が続いたため、煙草の販売額が計画を下回ったのである。煙草益金が1920年の煙草税額を超えるのは1925年になってからである。それに伴って、収益率も急激に増加し、1940年代初頭には60%を超えるに至った。煙草専売収入の比率は年によってやや変動するが、14 20%の水準を推移した。専売収入全体のなかで占める煙草の比率が80%以上であり、専売益金での比率は大体90%を上回り、財政的に見て煙草専売業は重要な位置を占めており、これが総督府財政収支の改善に大きく寄与したことは言うまでもない(図6)。

この時期の販売方法は日本内地における専売制度に倣い地方毎に煙草元売捌人を設置し、小

<sup>37)</sup> 池田龍蔵『朝鮮経済管見』大阪岩松堂,1925年,27頁。

売人を通して消費者に煙草を販売していた。朝鮮では煙草元売捌人の合同が進められ、1927年 11月に朝鮮煙草元売捌株式会社の創立を見た。日本内地や台湾に比べて極めて統制が効いたほうであるが、日本内地での販売の直営化にあわせて、朝鮮でもその措置が1931年7月に実施された<sup>88)</sup>。それによって、元売捌会社の営業場がそのまま専売局販売所と改められた。というものの、日本内地の煙草専売のように、煙草配給の直営は財政的効果を伴ったと見ることはなかなか難しい。

以上のように、日本内地から始まった専売制度が朝鮮にも導入され、国家独占の下で葉煙草の耕作や煙草製造の効率化が大きく進んだ。その上、葉煙草の低価調達と煙草の低廉な供給が 帝国内で可能となり、総督府は植民地民の嗜好を充たしながら、統治及び開発の財源を確保で きたのである。

## 3. 戦時下の朝鮮煙草と帝国圏

一方,戦争の勃発は朝鮮煙草専売業に対し新しい役割を要請し、盧溝橋事件の発生とそれに次ぐ戦況の拡大が煙草専売業にとって大きな変容のきっかけとなった。即ち、戦場や占領地たる中国への煙草を送出しなければならなかったが、日本、台湾を除いた海外からの煙草の供給は断たされた。そのため、朝鮮専売局は増産計画を立てて、葉煙草耕作から煙草の製造に至るまでの煙草業を強化しなければならなかった。耕作面積を拡大し、葉煙草の生産量を増やすとともに、製造施設を拡充する必要が生じたのである。

まず、葉煙草の耕作からみれば、輸出用を含めて両切煙草の需要増加が著しくなり、外貨不足を補うため、外国葉の輸入防遏、米国種(黄色種)の海外輸出を企図したので、耕作面積は1937年の18,672町歩から1941年に朝鮮種(在来種)14,262町歩、日本種1,500町歩、米国種7,800町歩、計23,562町歩へと増加した。しかし、戦時下で食料不足が著しくなったため、緊急食料対策に順応して煙草耕作面積の減反措置が取られ、1942年には朝鮮種444町歩、日本種10町歩の減反が余儀なくされた。そのなかでも、輸出用としての需要が増えた米国種322町歩の耕作拡張が決定され、差引131町7反歩のみが減反され、その結果、1942年の耕作面積は23,430町3反歩となった。既定の産地拡張計画による予定面積23,907町歩に比すれば、476町7反歩の減反であった。第一のため、専売局は極力反当収量を増やすこととし、需給調節方針の下に多収穫品種への転換、欠損株補植の励行、自給肥料の品質改善、二番葉採取の奨励を図り、とくに従来反当収量が比較的少なかった地方の収穫増加に力を注いだ。それによって、葉煙草の240万kgの増産が期待されたが、葉煙草の生育に適した気候も続き、実際の葉煙草の収納量は

<sup>38)</sup> 山口孝太郎編『朝鮮煙草元賣捌株式會社誌』1931年12月。

<sup>39)</sup> 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第 6巻)。

|                   | 朝鮮種     | 日本種     | 黄色種     |  |
|-------------------|---------|---------|---------|--|
| 平年反当収量 (kg)       | 136.4   | 172.2   | 190.1   |  |
| 査定 1 kg 当価格 (厘)   | 352     | 512     | 768     |  |
| 収 入 金 (円)         | 48.01   | 88.17   | 146.00  |  |
| 支 出 金 (円)         | 61.77   | 112.98  | 165.90  |  |
| 利 益 (円) 収 益 率 (%) | - 13.76 | - 24.81 | - 19.90 |  |
|                   | - 28.7  | - 28.1  | - 13.6  |  |

表 5 煙草作 1 反歩当収支計算表 (1941年 1 月調)

(資料) 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」 (「朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻)。

|      |          |           | 日2        |          |           | 米国種       |          |           |           |          |           |           |          |           |           |
|------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
|      | 朝鮮       |           |           |          | 日 本       |           | 朝鮮       |           | 日本        |          |           | 台 湾       |          |           |           |
|      | 反当<br>収量 | 1 kg<br>当 | 反当<br>賠償金 | 反当<br>収量 | 1 kg<br>当 | 反当<br>賠償金 | 反当<br>収量 | 1 kg<br>≝ | 反当<br>賠償金 | 反当<br>収量 | 1 kg<br>当 | 反当<br>賠償金 | 反当<br>収量 | 1 kg<br>当 | 反当<br>賠償金 |
|      | kg       | 厘         | 円         |
| 1938 | 190      | 377       | 72        | 171      | 715       | 123       | 146      | 795       | 116       | 163      | 993       | 161       | 148      | 1,068     | 158       |
| 1939 | 205      | 375       | 77        | 206      | 851       | 175       | 203      | 639       | 130       | 184      | 1,222     | 225       | 161      | 1,190     | 192       |
| 1940 | 125      | 455       | 57        | 208      | 885       | 184       | 150      | 924       | 139       | 189      | 1,316     | 248       | 168      | 1,240     | 208       |

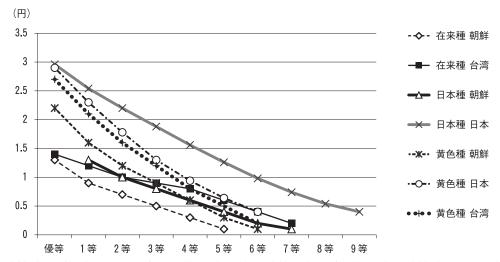
表 6 朝鮮, 日本, 台湾の煙草耕作 1 反歩当収入

(資料) 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」( $^{\dagger}$ 朝鮮総督府帝国議会説明資料。第6巻)。

1941年の2,805万 3 千 kg から42年には3,963万 4 千 kg へと1,000万 kg以上の増産が可能となった。

このような増産体制のなかで、耕作農民はどのような状況に置かれていたのだろうか。既述のように、戦前期には経営収支が黒字を維持できたが、戦時下では煙草作がもはや経営補填ができなくなった。表5と表6を見れば、朝鮮種の利益率は最も低かったものの、赤字を記録した利益の絶対額は日本種や黄色種に比べてむしろ小さかった。これに比べて対抗作物たる大豆、大麻、蕃椒はそれぞれ利益が0.50円、0.24円、0.21円といっていずれも利益を示し、ただ粟において-0.29円という損失を示したといえども、その程度は僅少であって、煙草耕作に対比して著しく有利であった。これは戦前期とは全く異なっており、収支赤字を農家の自家労働力で補うしかなかったことをあらわす。また、耕作組合への補助金の比率も、1924年には全体経費の68.9%に達したものの、1940年に53.2%、42年47.0%へと低下した40。このことは専売当局が葉煙草の需要独占(monopsony)として戦時下の統制力を利用し、耕作農民達に対して犠

<sup>40)</sup> 朝鮮総督府専売局「第51回帝国議会説明資料」1925年(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第14巻); 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6 巻);朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』 第9巻)。



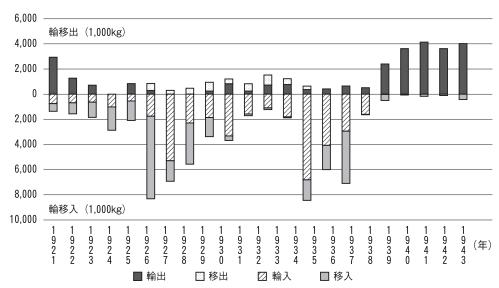
(資料) 朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料。第9巻,不二出版,1994年)。

図7 朝鮮,日本,台湾の葉煙草賠償価格 (1943年度)

牲の上での葉煙草耕作を強要したことを意味する。

もちろん、これに対し、対抗作物の価格や賃金の高騰、そして一般経済界の状況を考慮し、 等級別 kg 当賠償価格を引上げることで、専売局は対応しようとした。それが前掲図 2 でも確認できるものの、それにしても、朝鮮での葉煙草 1 kg 当り賠償額は日本や台湾に対して常に低かった。1938 40年の葉煙草収納実績による 1 反歩当収入を見れば、朝鮮が台湾、日本に比べて著しく小額であったが、それは反当収量においては概ね遜色がなかったにもかかわらず、1 kg 当賠償金が甚だ低格であったからである。ここで、在来種を勘案して賠償価格を表示したのが図 7 である。1943年度の価格であって、朝鮮専売局として賠償価格の引上げを度重ねたものであったが、在来種を含む総ての種類においては朝鮮のほうが低かったといえよう。農家から見れば、従来より煙草耕作は魅力を失っており、戦時下の産地拡充計画は経済的合理性を失ったため、農家の犠牲、即ち家族労働力の燃焼によって支えられたといわざるを得ない。

図8の葉煙草の輸移出入を見れば、年間100万 kg 以上の葉煙草が毎年輸入され、朝鮮内の煙草製造の原料として使われた。その規模は1926年と34年には800万トンを超えるようになり、それぞれ朝鮮内の収納量に対して83.2%と54.8%に達した。というものの、その購入先は全く異なり、1926年までは日本専売局からの購入が多かったのに対し、それ以降は米国、印度、中国、フィリピンからの輸入が多く増えた。とくに、マニラ産と称されたフィリピンからの輸入が1936年まで大きなシェアーを占めた。海外からの葉煙草の供給は高級品に限られず、朝鮮内の荒刻煙草の売行が激増し、朝鮮産煙草不足を生じると、已むをなく下級外国産煙草の供給を受けた。しかしながら、日中戦争が勃発してからは外貨節約のため、朝鮮への輸入は途絶えて



(資料) 朝鮮総督府専売局「専売局年報』各年度版;朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮経督府帝国議会説明資料』第9巻)。

図8 朝鮮における葉煙草の輸移出入 (単位:1,000kg)

しまい、戦時中に日本と台湾に限られて、葉煙草が外部より調達されることとなった。専売当局は朝鮮産葉煙草の品質改善、数量の増加に努め、漸次朝鮮産葉煙草をもって代用する方針を採ったのである<sup>41)</sup>。その反面、満州と中国への葉煙草輸出が急激に増えており、エジプトやドイツに対しても数十万 kg の輸出があったが、日米開戦後には完全に輸出できなくなった。1940年と42年には輸移出量が400万トンを超え、全収納量の10%を上回った。

朝鮮内で耕作された葉煙草が専売局によって収納され、表7のような官営工場で煙草製品として生産された。煙草製造工場は地方局の所在たる京城2,全州2,大邱,平壌各1,計6ヵ所に達し、売行が増える両切の生産能力を拡大してきた。特に、専売当局は高価な機械設備を拡大するより、低賃金で採用の容易な若年女子労働力をもって労働集約的な工場運営を図った。煙草製造用機械数をみれば、1932年の570台であったが、36年にはむしろ減って473台を記録し、その後40年に554台(466台)へと増えた。もちろん、同期間中の使用機械台数は385台から402台、466台へと一貫して増えた。これに対し、職員数は同時期に2,452人から3,569人、4,511人へと2,000人以上増えた。

そこで、共済組合資料を利用して、採用率と離職率を見れば、1931年にそれぞれ11.2%、17.8%に過ぎなかったが、それが38年には65.7%、55.2%へと急増し、もはや定着率が急降下し、労働力の流動化が著しくなったことがわかる。それに伴い、年齢構成の若年化と勤続年数

<sup>41)</sup> 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻)。

|      | 京     | 城         | 全       | 州         | 大 邱       | 平壌        | 計          |
|------|-------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
|      | 仁義町工場 | 義州通工場     | 高砂町工場   | 相生町工場     |           |           |            |
| 両切煙草 |       | 4,300,000 | 700,000 | 1,800,000 | 2,100,000 | 1,900,000 | 10,800,000 |
| 口付煙草 |       |           |         |           | 160,000   |           | 160,000    |
| 荒刻煙草 | 4,200 |           | 2,300   |           | 4,200     | 2,300     | 13,000     |

表 7 煙草工場の年産製造能力 (1943年11月末現在,単位:千本,千kg)

(資料) 朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(「朝鮮総督府帝国議会説明資料」第9巻)。

| 表 8 日本,台湾,朝鮮の製造煙草価格 (単位:鈴 |
|---------------------------|
|---------------------------|

|          | 製品 | 铝名           | 朝  | 鮮  | 内  | 地  | 台  | 湾 |    |  |
|----------|----|--------------|----|----|----|----|----|---|----|--|
| 敷 島 20本入 |    | 30           |    | 35 |    | 35 |    |   |    |  |
| 朝        | 日  | 同            | 2  | 21 |    | 25 |    | 5 |    |  |
| 白        | 梅  | 30 <b>g入</b> | 55 |    | 5  | 55 |    | 5 |    |  |
| あやめ      |    | 同            | 30 |    | 30 |    | 30 |   | 30 |  |

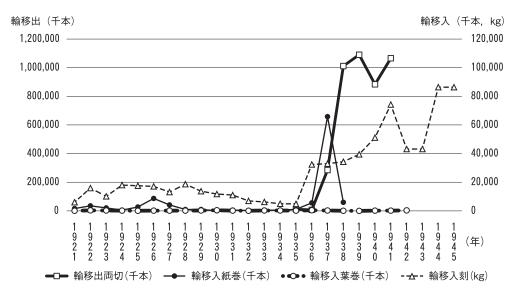
(資料) 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(「朝鮮総督府帝国議会説明資料」第6巻)。

(注) 1941年11月現在。

の低下が避けられなかった。職工99%を占める朝鮮人,なかでも職工60%以上の低賃金の女子においてこの現象が著しかった<sup>(2)</sup>。これらの要因が影響し,全体的生産額が上昇し続けたが,前掲図3の労働生産性は戦時下でやや停滞せざるを得なかった。そうした中,専売当局は需要の増加に対応できず,1941年度9月より成興府(成鏡南道)に製造能力15億本の工場建設が着工することとなった<sup>(3)</sup>。

煙草の品種においては、政府の奢侈贅沢品の抑制方針に従って、高級煙草たる「コンゴウ」「かをり」の製造を1940年8月以降中止し、また規格統一を図るため、1941年度中には輸移出用の興亜、メープルおよび荒刻煙草の一煙の製造を廃止し、煙草の品種は16種(口付2、両切13、荒刻1)へと集約された40。煙草の品種が多ければ、生産過程が複雑になり、能率が上がらないため、増産計画にとって蹉跌を起こすからであった45。軍需産業の殷賑、諸工事、地下資源の開発促進並びに農産漁村における購買力の増加に伴い、荒刻より両切へ嗜好転換の傾向が顕著になった460。その販売価格(前掲図5)を見れば、価格の引上げが続いたものの、他の

- 42) 職工平均日給額 (1941年3月末調) をみれば、日本人は男2.633円、女1.2円、平均2.549円、朝鮮人は男1.09円、女0.628円、平均0.81円であった。朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」「朝鮮総督府帝国議会説明資料」第6巻。
- 43) ところが、咸興工場が竣工し、生産を開始したという新聞記事が確認できない。「咸興煙草工場 九月早日 [より] 着工決定」『毎日申報』1941年5月10日。
- 44) 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻)。
- 45) 「卷煙種類量 [を] 縮小 生産力擴大強化 ( するように )」 ( 毎日申報 1941年3月29日。
- 46) 朝鮮総督府財務局「昭和20年度 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10 巻)。



- (資料) 朝鮮総督府専売局『専売局年報。各年度版;朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第9巻);朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度版;大蔵省専売局『執務参考書』1945年度版。
- (注1) 1941 42年の葉巻は専売局の売渡基準。1943 45年の葉巻は把握できない。
- (注2) 1941年の製造煙草の輸移出は1941年12月時点の見込みである。

図9 朝鮮における製造煙草の輸移出入(単位:千本,kg)

地域に比べて低価格であった。高級品から低級品までの販売価格 (表 8) をみても、全体的に朝鮮のほうが低価格であった。この利点を生かして軍需用煙草および皇軍慰問煙草の製造、中国向煙草の新製などが多くなり、これらを含む両切の輸移出が両切の全生産量の10%内外 (1938 42年) を記録した。

既述のように、朝鮮内で販売される煙草のうち、輸移入品は売渡額を基準として殆ど1%を満たない水準であった。そのうち、輸入品は1937年以降にはなくなり、日本からの紙巻煙草も1938年600万本を最後に移入されなくなり、戦時下では日本からの刻と台湾からの葉巻が移入されるのみであった。その代わりに、両切紙巻煙草の輸移出は1935年の1,104万6千本であったが、1938年以降はほとんど毎年10億本を超えるほど、爆発的な増加振りを示した(図9)。その輸移出先を見れば、1940年度には華北90,000千本、蒙古377,974千本、軍隊直接売渡380,540千本、皇軍慰問用13,600千本、南洋諸島21,976千本、合計884,090千本であった。煙草の輸出がほとんど中国占領地と軍隊への供給であった。日米開戦後には正確な数値は確認できないものの、朝鮮専売局の煙草が南方占領地を含む「大東亜共栄圏」各地までに送られた400。このように、戦時下の朝鮮専売局は 朝鮮内で増え続ける煙草需要を充たす自給自足を達成しただけでなく、日本専売局とともに帝国圏内の供給地として位置づけられ、葉煙草をおもに満州と中国

<sup>47)</sup> 朝鮮総督府専売局「昭和19年12月 第84回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第9巻)。

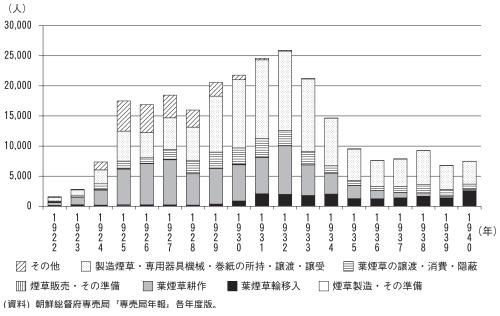


図10 煙草専売令違反者の行為別人員数

関内に、製造煙草を中国・南方の占領地と軍隊に調達できたのである。

以上のような葉煙草・煙草の生産・販売に対して総督府側の取締体制が強化された。図10をみれば、専売令が実施された当初には自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造および販売の許可、全葉喫用煙草の売渡が認められたが、これらの例外事項が取り外され、1929年には完全な専売が実施された。その過程で、刻煙草を中心として一般農民や零細業者などの違反があったものの、1930年代中ごろにはおおむね年間1万人以下の水準となった。なかでも、葉煙草の密耕作違反は急激に少なくなり、1940年当りには微々たる違反人員数を記録し、比較的国境地帯における葉煙草の輸移入がやや増えており、製造煙草・専用器具機械・巻紙の所持・譲渡・譲受が主な違反行為となった。取締措置による違反者の減少傾向は1941年にも確認できるが、犯則手段も巧妙となったので、犯則予防映画の製作・上映、郡の教化活動、面長、区長、小学校長への犯則予防の嘱託依頼が励行された物。

とはいえ、煙草に対する内外需要は増えつつ、それを充たすほどの機械設備や輸送能力を確保できず、「煙草飢饉」が発生した。この中毒性のある嗜好品に対し、総督府は一般消費を抑制し、重要産業への配分を確保しようとした。それによって成年男子1人当り1日11本の配給を行った。特に、労務強化の一対策として1943年11月より煙草特配を一元的に統制し軍・軍管理ならびに総督府の指定また専売局長において必要と認めたる工場、事業場、その他団体の労

<sup>48)</sup> 朝鮮総督府専売局「昭和16年12月 第79回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第6巻)。

務者に対して配給数量を確保し、1ヵ年1人当り巻煙草換算2,400本を基準として定価によって特配した $^{49}$ 。しかし、「煙草飢饉」は緩和されず、日本において1944年11月に煙草配給制が実施されると、これに際して総督府の水田財務局長が朝鮮において煙草配給制を絶対実施しないと言明したにもかかわらず、朝鮮でもついに1945年5月には煙草配給制の実施が余儀なくされた。専売局が10日あるいは1ヶ月ごとに1日1人当り7本 $^{50}$ 0を基準として小売人を通じて愛国班に煙草を配給すると、愛子班はそれを班員に分配したのである $^{51}$ 0。

以上のように、戦時下で煙草増産政策が施され、その生産と取引に対する取締も強化され、 帝国内で葉煙草・煙草の供給地となったが、朝鮮内「煙草飢饉」を回避できず、需給調整が余 儀なくされた。

#### おわりに

朝鮮では日本や台湾とは違って朝鮮の植民地化に際して関税据置期間中に専売業を実施しないこととなり、煙草税による財源の確保が総督府によって試みられた。とくに、財政独立計画が実施され、新しい煙草税令が制定され、煙草消費税が小売価格の25%に達するほど、増徴措置が取られ、朝鮮の財政健全化に大きく寄与した。しかしながら、3・1運動の発生とその後の総督府政策が大きく変わり、「朝鮮開発」という政策課題が浮上すると、これに対する財源の確保が要請され、関税据置期間の満了にあわせて煙草専売が朝鮮でも実施された。

東亞煙草をはじめ民間業者からの工場設備と従業員を引受け、再設置された専売局が葉煙草の収納から煙草の製造・販売に至るまでの専売業を国家独占として掌握した。とはいえ、朝鮮人の多くが自給用煙草耕作を行っており刻煙草として消費していたので、これらに関連する部門は例外事項として認められた。葉煙草の耕作においては産地整理方針を採り、なお品質改良、葉乾燥などについての技術指導を行った。そのなかで中心的な役割を果たしたのが煙草耕作組合であり、その運営には総督府からの補助金が交付された。その結果、土地生産性が向上し、他の地域に比べて低価格の収納が可能となった。

専売当局は煙草製造においては工場の整理統合、製造設備の拡充、手作業の機械化を進める

<sup>49)</sup> その特配煙草は1944年度に13億余本に達した。朝鮮総督府財務局「昭和20年度 第84回帝国議会説 明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻)。

<sup>50)</sup> 日本では、1944年11月には割当配給制度が男子1人1日当り6本の配給から開始し、それも1945年 8月には3本へと半減した。日本専売公社専売史編集室『たばこ専売史 第2巻 専売局時代その2』 日本煙草公社、1964年10月、277 279頁。

<sup>51) 「</sup>京師 [煙草]・配給制絶對로 [に] 안한다 [しない] 價格引下도 [も] 臆測, 水田財務局長言明」『毎日申報』1944年11月1日;「京師 [煙草] 配給制 愛國班을 [を] 基準으로 [として]」『毎日申報』1945年5月18日;「一日一人 七本帝 [ずつ] 二十一日中国 [より] 煙草配給을 [を] 開始」『毎日申報』1945年5月22日。

とともに、人的資源面では男子労働力に代えて低賃金の女子労働力を60%以上配置し、さらに教育などを通じて労働力の質的向上を図った。それに加えて、共済組合制度、医務施設、分娩休暇制度、慰安会など官営工場並みのフリンジベネフィットの提供を強化した。煙草の品種を大幅に減らし、製造工程の規格化を進めており、口付の需要減少、両切および刻の消費増加に対応して品種調整を行い、販売の拡大を求めた。労働生産性が大きく向上したことはいうまでもなく、生産費の低下が実現でき、それが専売業の収益性を高めた。そのため、朝鮮専売局の煙草販売価格が日本や台湾に比べて低廉であったにもかかわらず、煙草専売業は結果的に総督府財政に大きく寄与したのである。

そのなかで勃発した戦争は帝国内で煙草専売業の位置づけを大きく変えるものであった。総督府専売局は原料たる葉煙草については耕作面積の拡張、それが不可能な場合には煙草耕作の改良を通じて増産を図り、戦前期とは違って海外からの輸移入を自給化し、満州・中国関内への葉煙草の供給を担当した。そのなかで、農民の煙草作は赤字を免れず、家族労働力の燃焼によって低廉な葉煙草が生産されたのである。一方、煙草工場で激しい労働力の流動化が発生する中、朝鮮専売局は女子を中心に労働力の配置を増やし、生産拡大に力を入れ、中国・南方の占領地と兵隊へ煙草を供給した。葉煙草の耕作と煙草の製造に対する戦時中の取締り体制が強化されたものの、もはや「煙草飢饉」は避けられず、煙草の配分をめぐって戦時統制が講じられた。

以上のように、煙草専売業は煙草業の合理化と収益化に対して肯定的に作用し、総督府財政の中心軸となるとともに、国家独占 (state monopoly) として戦時統制に整合的な側面を有した。そこから、朝鮮専売局の煙草は朝鮮半島を超え、「大東亜共栄圏」へ広がり、解放後には分断国家たる韓国の財政にも大きく寄与することとなった。

#### [付記]

本論文は蒋経国国際学術交流基金会の共同研究助成による成果の一部になる (This work was supported by Chiang Ching kuo Foundation for International Scholarly Exchange)。